

資料・様式集



栃木県災害福祉広域支援協議会設置要綱

第1条 設置

栃木県内又は県外での大規模災害時における要配慮者の福祉ニーズの把握及び支援調整等を広域的に行う仕組みを構築するため、県と民間団体を構成員とする栃木県災害福祉広域支援協議会（以下、「協議会」という）を設置する。

第2条 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるものと認められる規模の災害
- (2) 要配慮者 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者
- (3) 栃木県災害福祉支援チーム 福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害発生時に避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）
- (4) チーム員 チームを構成する者

第3条 所掌事務

協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 大規模災害時における要配慮者支援に関すること
- (2) 大規模災害に備えたチーム員の養成及びチームの編成に関すること
- (3) その他必要と認められる事項に関すること

第4条 構成

- (1) 協議会は、別表に掲げる団体（以下、「構成団体」という。）で組織し、構成団体から推薦のあった者を委員とする。
- (2) 委員の任期は設けないものとし、構成団体は、委員に異動等が生じた場合は、事務局に届け出るものとする。
- (3) 協議会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (4) 協議会の活動に関して検討を行うため、部会を置くことができる。
- (5) 協議会に事務局を設けることとし、事務局は、栃木県保健福祉部地域福祉課及び栃木県社会福祉協議会が担う。

第5条 役員

- (1) 協議会に、会長を置く。
- (2) 会長は栃木県保健福祉部地域福祉課長をもって充てる。

第6条 会議

協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

第7条 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30（2018）年6月21日から施行する。

この要綱は、令和8（2026）年4月1日から施行する。

栃木県災害福祉広域支援協議会 構成団体

No	分野	団体等名
1	全般	栃木県社会福祉協議会
2		栃木県社会福祉法人経営者協議会
3		栃木県社会福祉士会
4	高齢	栃木県老人福祉施設協議会
5		栃木県老人保健施設協会
6		栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会
7		とちぎケアマネジャー協会
8		栃木県認知症高齢者グループホーム協会
9		栃木県介護福祉士会
10		栃木県高齢者福祉協会
11	障害	栃木県身体障害者施設協議会
12		栃木県障害施設・事業協会
13		栃木県精神保健福祉士会
14		栃木県精神障害者支援事業協会
15		とちぎ障がい者相談支援専門員協会
16	児童	栃木県保育協議会
17		栃木県児童養護施設等連絡協議会
18	学識	国際医療福祉大学
19	行政	栃木県

栃木県災害福祉広域支援協議会運営要領

第1条 目的

この要領は、栃木県災害福祉広域支援協議会設置要綱に基づき、栃木県災害福祉広域支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

第2条 基本協定

県は、チーム員の派遣について協力する協議会の構成団体と、栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定（様式第1号）を締結するものとする。

第3条 平常時の事務分掌

（1）県

- ア 協議会が行う活動の周知・啓発に関する事
- イ 市町、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築（事前協定を含む。）に関する事
- ウ チーム員の募集・登録に関する事
- エ チーム員登録者名簿の管理に関する事
- オ その他、協議会の運営に関して必要な事項に関する事

（2）栃木県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

- ア 協議会が行う活動の周知・啓発に関する事
- イ チーム員の研修に関する事
- ウ チーム員登録者名簿の運用に関する事

（3）構成団体

- ア 協議会が行う活動への協力・連携に関する事
- イ 協議会の活動に関する団体の会員等への周知・啓発、県との協力促進に関する事

第4条 大規模災害発生時の事務分掌

（1）県

- ア 被害情報の収集に関する事
- イ チーム派遣の要否の判断、チームの設置、派遣の指示・要請に関する事
- ウ チーム員が行う活動に対する後方支援に関する事
- エ 費用負担に係る調整に関する事
- オ その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事

（2）県社協

- ア チームの派遣調整及びチーム編成に関する事
- イ チームの派遣手続きに関する事
- ウ チーム員が行う活動に対する後方支援に関する事
- エ その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事

（3）構成団体

- ア 会員にチーム員の派遣を促進するなど、県社協が行うチームの派遣調整に対する協力に関する事
- イ チーム員の活動状況等の情報共有に関する事
- ウ その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事

第5条 個人情報の保護

協議会の運営にあたり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）その他関係法令、規程等に基づき、事務局の責任において、適切に取り扱うものとする。

第6条 費用負担等

- （1）県社協によるチーム員が行う活動に対する後方支援に要する次の費用は、県が負担する。
 - ア 後方支援に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
 - イ その他の費用で、県が特に必要と認める費用
- （2）前項に基づく費用については、原則として、活動報告書の確認後に県社協に対し支払うものとする。
- （3）県は、県社協の後方支援に伴う事故等に対応するため、後方支援に従事する者を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は県が負担する。
- （4）チームの活動に要する費用負担等については、別途「栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領」に定める。

第7条 補足

この要領の実施に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要領は、平成30（2018）年9月7日から施行する。

附則

この要領は、令和2（2020）年4月1日から施行する。

栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領

第1条 目的

この要領は、栃木県災害福祉広域支援協議会設置要綱に基づく、栃木県災害福祉支援チーム（以下「チーム」という。）の設置及び編成並びに運営に関して必要な事項を定める。

第2条 派遣協定

- （1）チーム員の派遣に協力しようとする法人（以下「協力法人」という）は栃木県災害福祉支援チーム員派遣協力申出書（様式第1号）を提出するとともに、大規模災害発生時にチーム員として活動可能な者を、栃木県災害福祉支援チーム員候補者登録票（様式第2号）に記載し、県に提出するものとする。
- （2）県は前項の提出を受けたときは、協力法人等と栃木県災害福祉支援チーム員の派遣に関する協定（様式第3号）を締結するものとする。
- （3）協力法人等は、第1項の提出内容に変更が生じたとき又は辞退するときは、登録事項変更等届出書（様式第4号）により、速やかに県に提出するものとする。

第3条 チーム員の登録等

- （1）チーム員は、次に掲げる全ての要件を満たした者とする。ただし、協力法人に所属していない者で、その他の条件を満たす場合はこの限りではない。
 - ア 別表に掲げる資格等を有し、協力法人等に勤務していること
 - イ 原則として3年以上の実務経験を有していること
 - ウ 協力法人等の長からチーム員候補者として前条第1項の届出がなされていること
 - エ 栃木県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が実施する研修を受講していること
- （2）県は、前項の要件を満たした者のうち、希望する者をチーム員として登録する。
- （3）チーム員登録名簿は県で管理することとし、県社協とその内容を共有する。

第4条 チームの派遣要請

- （1）県は、チーム派遣が必要と判断した場合には、県社協に対し、文書又は口頭によりチームの編成を依頼するとともに、構成団体に対し、チームの編成に着手した旨を通知する。
- （2）前項の依頼を受けた県社協は、協力法人及びチーム員に対し、メール又はFAXにより派遣への協力を要請する。また、構成団体は、前項の通知を受けた場合には、会員にチーム員派遣を促進するなど、県社協が行うチーム編成に関し、必要な協力を行うよう努めるものとする。
- （3）前項の要請を受けた協力法人は、チーム員と調整のうえ、県社協に対し、メール又はFAXにより、速やかに派遣の可否を報告する。ただし、協力法人に所属していないチーム員については、県社協に対し直接派遣の可否を報告する。
- （4）県社協は前項の報告を踏まえ、県と調整のうえ、チームを編成するとともに、交通手段や宿泊先を確保し、その結果を県に報告する。
- （5）県は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、チーム員を派遣する協力法人及び派遣されるチーム員に派遣の決定を通知する。
- （6）チームの活動に当たって必要となる資機材等については、原則として県が準備するものとする。

(7) 第1項の判断を行う目安については、次のとおりとする。

ア 県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、避難所等を設置する市町村等から派遣要請があったとき

イ 県外で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、国又は避難所を設置する都道府県等から派遣要請があったとき

第5条 チームの編成等

(1) チームは、1チーム当たり4～6名程度とする。

(2) 1チーム当たりの活動期間は、原則としておおむね7日間（移動日を含む）とし、活動期間終了後も、チーム派遣が必要な場合は、順次交代チームを派遣する。

(3) チームの活動期間は、原則として災害初期（発災からおおむね2ヶ月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(4) 県社協は、チーム員の中からリーダー及び連絡調整を果たす者をそれぞれ指名できる。

第6条 活動内容

(1) チームは、市町等が設置する災害対策本部等に参集し、その指揮下で活動することを基本とし、次に掲げる活動を行うこととする。

ア 避難者等の福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング

- ・ 避難者等の福祉ニーズを把握し、災害対策本部等の関係機関へつなぐ。
- ・ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などにつながるよう支援を行う。
- ・ 避難者等の福祉課題をアセスメントし、関係者と共有を図り、支援体制のコーディネートを行う。 等

イ 避難者等からの相談対応及び介護を要する者への応急的支援

- ・ 避難者等からの相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
- ・ 避難所等において介護等の支援が必要な者がいる場合は、応急的に介護等支援を行う。 等

ウ 避難所等の環境整備

- ・ 避難所等の環境面での福祉課題を把握し、その解消に向けた調整を行う。
- ・ 要配慮者に考慮し、避難環境を良好に保つ。 等

(2) チームは、前項に掲げるもののほか、福祉的支援として必要と認められる活動を行うものとする。

(3) チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班、保健活動班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

(4) チームは、1日の活動が終了する都度、その活動状況等について、県に対し、口頭により報告する。

(5) チームは、活動期間の終了に伴い、交代チームが派遣された場合には、交代チームに対し、その活動状況等について引継ぎを行う。

(6) チームは、活動が終了した後、栃木県災害福祉支援チーム活動報告書（様式第5号）により、その活動結果等について県に報告する。ただし、災害の状況等により、文書による報告が困難である場合は、口頭での報告に代えることができるものとする。

第7条 研修等

協議会は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の実施に努めるものとする。

第8条 費用負担等

- (1) チームの運営及び活動等に要する次の費用は、県が負担する。
 - ア 活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
 - イ その他の費用で、県が特に必要と認める費用
- (2) 第1項に基づく費用については、原則としてチーム員を派遣した協力法人に対し、活動報告書の確認後に支払うものとする。
- (3) 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は県が負担する。

第9条 補足

この要領の実施に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要領は、平成30（2018）年9月7日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	名 称
国家資格又は 公的資格等	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、 保育士、ホームヘルパー、相談支援専門員、介護職員、 生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員 等
その他	知事が認めた者

(様式第 1 号)

栃木県災害福祉支援チーム員派遣協力申出書

年 月 日

栃 木 県 知 事 様

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

当法人は、「栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領」の規定に基づき、栃木県災害福祉支援チーム員の派遣について、協力することを申し出ます。

記

派遣元事業所

事業所名	所在地	派遣可能人数（見込数）	
		職種	人数

栃木県災害福祉支援チーム員候補者登録票

※記載いただいた個人情報、栃木県災害福祉広域支援協議会事務局（栃木県・栃木県社会福祉協議会）において、チームに関する業務以外の目的では使用いたしません。

年 月 日現在

[illegible]

※以下は事務局が記入する欄です。

届出書受理日	年 月 日	派遣実績
登録研修受講日	年 月 日	
登録番号	40	

(様式第3号)

栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定

栃木県（以下、「甲」という。）と（協力法人名）（以下、「乙」という。）は、栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領（以下、「チーム要領」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）発生時に、避難所、福祉避難所その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下、「避難所等」という。）において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を支援することを目的とした栃木県災害福祉支援チーム（以下、「チーム」という。）の派遣に関して必要な事項を定めるものとする。

(平常時の対応)

第2 乙は、栃木県災害福祉広域支援協議会（以下、「協議会」という。）の活動に協力するものとする。

2 乙は、所属する職員のうち、大規模災害発生時にチーム員として活動可能な者について、県に届け出ることとする。

3 乙は、前項の届出内容に変更が生じたとき又は辞退するときは、速やかに、県に届け出るものとする。

4 甲は、第2項の届出を受けた者で、チーム要領第3条に定める各要件に合致する者のうち、希望する者をチーム員として登録する。なお、チーム員登録名簿については甲が管理することとし、栃木県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）とその内容を共有する。

(大規模災害発生時の対応)

第3 甲は、チーム派遣が必要と判断した場合には、県社協に対し、文書又は口頭によりチーム員の編成を依頼する。

2 前項の依頼を受けた県社協は乙及びチーム員に対し、メール又はFAXにより派遣への協力を要請する。

3 乙は、前項の要請を受けた場合には、チーム員と調整のうえ、県社協に対し、メール又はFAXにより、速やかに派遣の可否を報告する。

(活動内容等)

第4 チームが活動に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者とする。

2 チーム員は、チーム要領第6条に定める活動を行うものとする。

3 チーム員は、施設等の職員の身分をもって前項の活動に従事する。

(費用負担)

第5 甲の要請に基づき活動したチームの活動に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費

(2) その他の費用で、甲が特に必要と認める費用

(補償)

第6 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入する。

2 前項の費用は、甲の負担とする。

(定めのない事項)

第7 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県

知事

福田 富



乙



(様式第 4 号)

登録事項変更等届出書

年 月 日

栃 木 県 知 事 様

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

(電話番号)

栃木県災害福祉支援チーム員候補者登録簿で届け出た者の
登録事項に変更が生じた
登録を辞退したい
ので、栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領の規定に基づき届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
氏名		
所属事業所		
その他		

(様式第5号)

栃木県災害福祉支援チーム活動報告書

年 月 日

栃 木 県 知 事 様

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

(電話番号)

栃木県災害福祉支援チームの派遣実績について、栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領の規定に基づき届け出ます。

記

1 派遣したチーム員

職種	氏名	活動期間	備考

2 振込先口座

金融機関名	預金種目	口座番号	口座名義 (フリガナ)

3 活動内容

年月日	活動内容

4 実費負担額

金 _____ 円

(内訳)

対象費用	費用の詳細
消耗品費	
交通費	
宿泊費	
通信運搬費	
有料道路通行料	
その他実費	

※領収書等の証拠書類を添付すること

(様式第6号の1)

被災者健康相談票(共通様式)

訪問回	初回 ・ ()回
相談日	
時間	

本様式に記入した内容は速やかに「被災者台帳」のデータベース等に入力すること

「被災者台帳」のデータベース等に入力された情報は、本人の同意がなくとも、市町村内部での利用や、他の地方公共団体や登録被災者援護協力団体に提供が可能

基本情報

ふりがな		生年月日	
氏名		性別	
住所			
世帯主			
電話番号		メールアドレス	
居所			
避難場所	避難所・自宅・親戚・知人宅・車中泊・その他()		
希望の避難場所	避難所・自宅・応急仮設住宅・災害公営住宅・親戚・知人宅・その他()		
家族等の安否		就業の有無	有・無

要配慮者情報

要配慮者		該当・該当なし	
支援者			
区分等	身体障害者手帳(種類・程度)		
	療育手帳		
	精神保健福祉手帳		
	要介護認定区分		
	理解できる言語(外国人の場合)		
	避難時のペット	有・無	

各種支援の必要性

トイレ	必要あり・必要なし
食事	必要あり・必要なし
入浴	必要あり・必要なし
移動	必要あり・必要なし

医療の状況

医療サポートの利用状況	
・人工呼吸器	
・在宅酸素	
・透析	
・インスリン注射	
・ストーマ	人工肛門・人工膀胱
・アレルギー除去食	
・その他()	
治療状況	
・通院	継続・中断
・服薬	継続・中断

共通様式・保健師等様式に関する情報の取扱い

関係行政機関、関係保健医療福祉機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の支援の実施に携わる関係者への情報提供の同意	同意あり・同意なし
--	-----------

※上記の項目は、「被災者台帳の作成等に関する簡単手引き」(令和7年8月内閣府(防災担当 避難支援室)作成)に記載の標準的なデータ項目に準拠したものである。

(様式第6号の2)

被災者健康相談票(保健師等様式)

本様式に記入した内容は「被災者台帳」のデータベース等に入力する必要は無い
ただし、本様式に記入した情報は、本人同意があった提供先のみ提供が可能

身体的・精神的な状況

既往歴	現在治療中の病気	内服薬	
高血圧、脳血管疾患、 高脂血症、糖尿病、 心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、 結核、難病、 アレルギー、その他 ()	高血圧、高脂血症、 糖尿病、心疾患、 肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他 ()	なし ・ あり(中断 ・ 継続) 内服薬名()	
		医療器材・器具	医療機関名
		在宅酸素 ・ 人工透析 その他()	被災前： 被災後：
		食事制限	血圧測定値
		なし	最高血圧：
		あり 内容 ()	最低血圧：
		水分 ()	
現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)		具体的自覚症状(参考)	
		①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり ⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神 運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/ 希望喪失/悲哀感⑮その他	

日常生活の状況

	食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
自立								
一部介助								
全介助								
備考 必要器具など								

個別相談内容

相談内容	支援内容
	今後の支援方針
	解決・継続

【様式第 6 号の 3】

支援記録表

氏名

日付	対応相手・方法	内 容	記入者

活動日報 【活動場所： 令和 年 月 日分】
活動・行動記録（時刻・内容・担当者を簡潔に記載） 報告者名：

報告者名：

時刻	活動・行動内容	参加者・担当者

氏 名	時 間	備 考

要 件	内 容 等

(様式第 8 号)

栃木県災害福祉支援チーム（栃木DWA T）派遣指示書

年 月 日

栃木県災害福祉広域支援協議会

会長 ●● ●●

月 日に で発生した 災害の被災地へ、下記チームの派遣を指示します。

記

1 派遣日程

派遣期間 : 年 月 日 () ~ 月 日 ()

2 派遣先

派遣先市町村 : _____

現地災害対策本部 : 住所 _____

電話 _____

活動予定先 : _____ ・ 未定

派遣要請 : あり ・ なし

要請内容 :

3 チーム編成

	役割	氏名	所属法人	専門分野	備考
1	リーダー				
2	サブリーダー				
3					
4					
5					
6					

以上

【参考資料1】スフィア基準

スフィアプロジェクトは人道支援の中核を形作る普遍的な最低基準、すなわちスフィアハンドブックを作成するため、NGO のグループと赤十字・赤新月運動によって 1997 年に開始されました。ハンドブックの目的は、災害や紛争における人道支援の質および影響を受けた人びとへの、人道支援活動の説明責任を向上させることです。人道憲章と人道支援に関する最低基準は、多くの支援組織と支援に携わる人びとの経験の蓄積に基づき作成されたものであり、特定の支援組織の見解を示すものではありません。スフィアの原理は以下の 2 つの基本理念に基づいています

- ・ 災害や紛争の影響を受けた人びとには、尊厳ある生活を営む権利があり、従って、支援を受ける権利がある。
- ・ 災害や紛争による苦痛を軽減するために、実行可能なあらゆる手段が尽くされなくてはならない。

スフィアハンドブックにおいて、この原理に基づき、主要な支援分野の最低基準についてまとめています。以下、一部抜粋したものについて記載しています。

○水

ニーズ	量 (ℓ /人/日)	状況に応じて考慮される事項
生存に必要な水：水の摂取量 (飲料および食べ物)	2.5～3	気候や生理的個人差による
衛生上の行動	2～6	社会的および文化的規範による
基本的な調理	3～6	食べ物の種類や社会的および文化的規範による
基本的な水の総量	7.5～15	

○トイレ

- ・ 共同トイレは 20 人に最低 1 基。
- ・ 女性用と男性用の割合を 3 対 1 となるようにする。

○居住スペース

- ・ 1 人あたり最低 3.5 m²の居住スペース（調理スペース、入浴区域、衛生設備を除く）の確保。
- ・ 内部天井高の最高点が、少なくとも 2 m（高温気候の場合、2.6m）。

※最低基準の数値にとらわれすぎず、地域の特徴や災害のフェーズに応じて、被災者の尊厳ある生活のためには何が必要か考え、行動することが重要です。

※詳細は、「スフィアハンドブック 人道憲章と人道支援における最低基準」2018 年第 4 版参照。

【参考資料 2】保健医療福祉活動チームの例

保健医療福祉活動チームとは、令和 4 年 7 月 22 日厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動にかかる体制の整備について」に記載の保健医療活動チーム及び災害福祉支援チーム（DWAT）のことをいいます。

	チーム名	活 動 内 容
医 療	DMA T : Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム	大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、おおむね 48 時間以内に活動できる機動性を持った、専門的訓練を受けた医療チーム
	JMA T : Japan Medical Association Team 日本医師会災害医療チーム	発災から 3 日後くらいに被災地に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支援する医療派遣チーム
	DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team 災害派遣精神医療チーム	精神科医師・看護師・業務調査員等で構成され、発災後概ね 48 時間以内に被災地で活動できる、精神科医療及び精神保健活動の支援等を行うための専門的な訓練、研修を受けた精神医療チーム
	日本赤十字社救護班	医師と看護師で構成され、発災後ただちに被災地に入り、救護所の設置、被災現場や避難所での診療、こころのケア活動などを行う日本赤十字社のチーム(班)
	JDAT : Japan Dental Alliance Team 日本災害歯科支援チーム	災害発生後おおむね 72 時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動及び地域歯科医療の復旧を支援するチーム。
	DICT : Disaster Infection Control Team 災害時感染制御支援チーム	災害発生時に地方自治体からの派遣要請等に応じて、避難所等における感染症の抑止や発生時の制御に資する活動及び専門的助言を行うチーム
	薬剤師班	大規模災害が発生した際に、救護所等において服薬情報の把握、調剤、服薬指導及び医薬品の管理・供給等を行うチーム
	災害支援ナース	被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支える看護職員
保 健	DHEAT : Disaster Health Emergency Assistance Team 災害時健康危機管理支援チーム	被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等を支援するために、被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣される専門的な研修・訓練を受けたチーム
	保健師チーム	被災都道府県の要請により避難所や在宅の避難者等の健康管理を行う、行政保健師等で構成されたチーム
	JRAT : Japan Rehabilitation Assistance Team 日本災害リハビリテーション支援協会	大規模災害時において、救急救命に継続したりハビリテーションによる生活支援等により、生活不活発病等の災害関連死を防ぐことを目的に活動する専門家チーム
	JDA-DAT : The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team 日本栄養士会災害支援チーム	被災地の医療・福祉・行政栄養部門と協力して、緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を行う栄養士の専門チーム
	管理栄養士チーム	被災都道府県の要請により、被災地における食生活支援・栄養指導体制を整備するとともに、給食施設等への給食管理支援を行う、行政管理栄養士等で構成されたチーム

福祉	DWA T : Disaster Welfare Assistance Team 災害福祉支援チーム	避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム
----	---	---------------------------------

* 栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアルより

○ 老施協 DWAT : 全国老人福祉施設協議会災害派遣福祉チーム

主に被災した高齢者介護施設・事業所に派遣され、利用者に対する専門的な介護サービスを実施します。DWA Tとは異なる団体ではありますが、栃木DWA Tチームの方は、老施協DWA Tに重複登録しても差し支えありません。